



令和元年 (2019年) 10月 21日 (月)

No. 15036 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆世界の知的財産法 第29回 パラグアイ (1)

☆[春宵一刻] セイタカアワダチソウの化学戦 (11)

世界の知的財産法

第29回 パラグアイ

BLJ法律事務所

弁護士 遠藤 誠¹

I はじめに

パラグアイ共和国(スペイン語では「República del Paraguay」。英語では「Republic of Paraguay」。以下「パラグアイ」²という)は、南米大陸のほぼ中央部に位置する内陸国であり、東側はブラジル、南西側はアルゼンチン、北西側はボリビアに隣接する立憲共和制国家である。

パラグアイは、日本から見ると、ほぼ地球の反対

側にあり、時差は12時間である。国土は日本の約1.1倍、人口は約680万人であり、国民の約85%はメスティーソ(先住民と白人との混血)である。首都はアスンシオン、公用語はスペイン語及びグアラニー語、通貨の単位はグアラニーである。産業としては、従来より、農牧畜業が盛んである³が、近時は、水力発電所による豊富な電力や安価な労働力等を背景として、自動車部品、造船等の分野で外国企業の進



鈴榮特許総合事務所
SUZUYE & SUZUYE

〒105-0014 東京都港区芝3丁目23番1号 セレスティン芝三井ビルディング11階
電話 東京03(6722)0800(大代表) URL <http://www.s-sogo.jp/>

所長 ○弁理士 蔵田 昌俊(電気・通信)

副所長 弁理士 井上 正(電子・情報・通信)

理事 弁理士 森川 元嗣(機械)

常務顧問 ※弁理士 峰 隆司(電気・電子・通信)

顧問 弁理士 福原 淑弘(電気・電子・通信)

△※弁理士 岡田 貴志(電子・ニューヨーク州弁護士)

弁理士 永島 建治(機械)

弁理士 片岡 耕作(機械・制御)

弁理士 堂前 俊介(電気・電子)

弁理士 明関 幸江(商標)

弁理士 佐藤明日香(電気・通信)

所長代行 ※弁理士 小出 俊實(商標意匠・不正競争)

□弁理士 金子 博人(知的財産法務)

理事 弁理士 矢頭 尚之(電子・通信)

常務顧問 弁理士 河野 直樹(化学)

顧問 弁理士 鶴岡 健(生命工学)

※弁理士 幡 茂良(商標意匠・不正競争)

※弁理士 矢野ひろみ(海外商標)

※弁理士 清水千恵子(海外商標)

弁理士 鷹巣 明彦(情報・通信・医療機器)

※弁理士 角田さやか(機械)

弁理士 井上 高広(電子・半導体)

副所長 ※弁理士 野河 信久(電子・通信)

主 監 弁理士 飯野 茂(物理・計測・分析)

理 事 弁理士 木本 直美(意匠)

常務顧問 弁理士 井関 守三(電子・通信)

※弁理士 金子 早苗(化学)

弁理士 堀内美保子(化学・バイオ)

弁理士 中島 千尋(機械・制御)

※弁理士 宮田 良子(電気・電子)

弁理士 中丸 慶洋(電子・情報処理)

※弁理士 橋本 良樹(商標意匠・不正競争)

○米国パテントエージェント(合格) ※付記弁理士(特定侵害訴訟代理) △ニューヨーク州弁護士 □顧問弁護士

【顧問法律事務所】弁理士法人 内田・鮫島法律事務所
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目10番1号 虎ノ門ツインビルディング東棟16階 電話(03)5561-8550(代表) FAX(03)5561-8558 URL <http://www.uslf.jp/>

出が増加している。

現在のパラグアイのある地域には、先住民(グアラニー人)が居住していたが、1537年にスペインの探検隊によりアスンシオンが建設され、スペイン領となった。1617年にはアスンシオンを中心とする総督領となり、その後、リオ・デ・ラ・プラタ総督領とトクマン総督領への分離を経て、1776年にラ・プラタ副王領に併合された。

1811年、パラグアイは、南米初の共和国として、スペインからの独立を宣言した。しかし、1864年から1870年までのアルゼンチン、ブラジル及びウルグアイとの三国同盟戦争で敗戦し、領土の4分の1を失い、人口も半分以上に激減した。さらに、1932年から1935年までのボリビアとのチャコ戦争(チャコ地方北部の領有権をめぐる戦争)も、パラグアイは戦争には勝利したが、大きな経済的打撃を被った。

1954年のクーデターで誕生したストロエスネル政権は、反体制派を国外に追放する等、独裁支配体制を敷いたが、35年間に及んだ同政権は、1989年のクーデターで崩壊した。1993年の大統領選挙で当選したワスモシ政権により、パラグアイは民政に移管した⁴。

パラグアイは、アルゼンチンとブラジルという大国に挟まれた小国であるため、前述したように、歴史的には、両国に翻弄された苦い経験を有するが、経済的にみれば、パラグアイがアルゼンチンとブラジルという大国に隣接していることは、大きなメリットであるともいえる。また、パラグアイは、南米諸国の中で唯一、中華民国(台湾)との間で国交を有している。

パラグアイは、南米の他の諸国とともに、地域経済共同体を形成している。即ち、南米南部共同市場(メルコスール。スペイン語では「MERCOSUR」)は、域内での関税撤廃と域外共通関税を実施することを目的として、1995年に発足した⁵。現在の加盟国は、パラグアイのほか、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、ベネズエラ及びボリビアの6か国であり、準加盟国は、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、ペルー及びスリナムの6か国である。

パラグアイの法制度⁶は、いわゆる「大陸法系」に属し、成文法を法体系の中心に置いている。パラグアイは歴史的にスペインとの繋がりが深く、また、公用語はスペイン語であることから、パラグアイの

法制度は多くの点で、スペインの法制度の影響を受けているほか、アルゼンチンやブラジル等の周辺諸国や他の欧州諸国等の法制度の影響を受けている。

パラグアイの主な法源は、憲法、条約、制定法、政令、規則等である。パラグアイの法制度は、基本的には、成文化された制定法により形作られている。パラグアイの裁判所における訴訟では、判例も、重要な役割を果たしている。「司法組織法」によると、裁判官は、判決を下すにあたり、判例に従わなければならないと規定されている⁷。

日本とパラグアイの相互交流が活発になり、日本企業のパラグアイ進出が増加するに伴い、日本企業がパラグアイにおける法律問題に直面する可能性も大きくなっている。その意味で、パラグアイの知的財産法制度、実務運用及び改正動向等について知ることは、非常に重要であるといえる。そこで、今回は、パラグアイの知的財産法制度の概要を紹介することとしたい⁸。

II 知的財産法全般

パラグアイの憲法⁹には、著作者及び発明者等の独占権が法律により保護される旨の明文規定が置かれている(110条)。また、「特許法」、「意匠法」、「商標法」、「著作権及び隣接権法」、「種苗及び育成者保護法」等により、パラグアイの知的財産法の主な制度が形作られている。なお、半導体集積回路配置法はまだ制定されていない。

パラグアイは、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、工業所有権の保護に関するパリ条約、WIPO設立条約、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPS協定)、モンテビデオ・パン・アメリカン条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約、WIPO著作権条約、実演家等保護のためのローマ条約、許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約、植物新品種の保護に関する国際条約(UPOV条約)等である。なお、パラグアイは、特許協力条約(PCT)、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書には、いまだ加盟していない。

知的財産権に関連するパラグアイの政府機関のうち最も主要なものである国家知的財産局(National